

借地権分譲方式だから、

- 一区画 1000 平方メートル以上の
広くゆったりとした敷地のご提供ができます
- 不動産取得による諸税がかかりません
(土地についてのみ)
- 蓼科ビレッジの借地権は
契約の更新や延長ができない「定期借地権」とは異なり
旧法に基づく借地権（契約期間 30 年）です
30 年の転(賃)貸借契約が満了した後は 20 年更新
それ以降は 10 年ごとに契約の更新ができます
- 契約の更新には「更新事務手数料」をご請求いたします
「更新料」はいただいております